

伊奈町中小企業・小規模企業振興基本条例

令和2年6月16日

条例第23号

伊奈町は、緑豊かな自然や心安らぐ田園風景、誇るべき歴史や文化、伝統が息づく魅力あふれた町である。

こうした本町の産業を支えているのは、町内で事業を営む法人及び個人である。その中でも大多数を占める中小企業・小規模企業は、本町の経済活動の全般にわたって重要な役割を担っているだけでなく、労働者の個人所得、消費活動、雇用問題など町民生活全般に多大な影響を与えている。

しかしながら、経済のグローバル化による企業間の競争の激化、国内の少子高齢化による人口減少社会の到来により、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、このような経済的な社会環境の変化の中、本町が、今後も居住、就労の場として人々に選ばれる活力のある豊かなまちであり続けるためには、地域経済の活性化が重要であり、そのためには、私たちの暮らしを支える企業活動が維持されるとともに発展していくことが必要である。

ここに、中小企業・小規模企業に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興についての基本理念を定め、町、中小企業・小規模企業、商工団体、金融機関、大企業及び町民の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を推進することにより、本町の経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (3) 商工団体 商工会、商店会その他中小企業・小規模企業の支援を行う団体であって、町内に事務所を有するものをいう。
 - (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他金融機関であって、町内に本店又は支店を有するものをいう。
 - (5) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (6) 町民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、その特性に応じた総合的な施策を、国、県、町、商工団体、金融機関及び大企業が連携し、町民の協力を得ながら推進するものとする。

- 2 経営資源（法第2条第4項に規定する経営資源をいう。）の確保が特に困難であることが多い中小企業・小規模企業の事情を踏まえ、施策の実施にあたって必要な配慮を行うことにより、中小企業・小規模企業の持続的発展を図るものとする。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 経営の安定及び改善の促進のための施策
- (2) 創業又は新事業の創出のための施策
- (3) 事業承継のための施策
- (4) 商工業の活性化の促進のための施策
- (5) 商工団体の育成のための施策
- (6) 人材の確保及び育成のための施策
- (7) 地域資源の活用を推進するための施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

- 2 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第6条 中小企業・小規模企業は、社会経済の情勢の変化に対応して自主的に経営の安定及び改善に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、事業活動にあたり他の中小企業・小規模企業、商工団体及び金融機関と連携するとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として商工団体に積極的に加入するよう努めるものとする。

(商工団体及び金融機関の役割)

第7条 商工団体及び金融機関は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 商工団体は、中小企業・小規模企業の商工団体への加入の推進に努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員として中小企業・小規模企業の振興が本町の経済の活性化において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第9条 町民は、中小企業・小規模企業が多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業機会を提供することにより本町の経済の活性化に重要な役割を果たしていることを理解し、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、中小企業・小規模企業が本町の経済の活性化及び町民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業が町内で生産し、製造し、加工し、又は販売する産品、提供するサービス等を利用することにより、中小企業・小規模企業の成長及び発展を促すよう努めるものとする。

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。